

誓約書の提出に関するFAQ

(誓約書の意義)

Q1 誓約書の役割は何ですか。

A1 暴力団排除を推進するため、高槻市暴力団排除条例に基づき、公共工事等及び売払い等からの暴力団員又は暴力団密接関係者等を排除するため、入札参加資格承認申請を行う者、又は、契約締結の相手方及びその下請負人等から、暴力団等ではない旨の誓約を求めるものです。

誓約書には、大阪府警察本部へ提出されることへの同意や暴力団員又は暴力団密接関係者と判明した場合の公表への同意等の事項が記載されており、それらを誓約していただくことになります。

(提出が必要な事業者)

Q2 誓約書の提出は、下請負人も必要ですか。また、売払い（物品等）の契約にも必要ですか。

A2 入札参加資格承認申請を行っていない場合は、契約金額500万円以上の契約を締結する時に、元請、下請に関わらず誓約書の提出が必要になります。下請負人には、第2次以下の下請契約又は再委託の当事者及び下請負人が資材又は原材料の購入契約を締結する者（以下、「下請負人等」という。）が含まれます。例えば、資材納入業者、廃棄物処分業者、警備業者、運搬業者、測量業者も該当します。

売払い（物品等）の契約については、契約金額に関わらず、全ての契約の際に提出が必要です。

(下請負人等への指導)

Q 3 元請負人は、下請負人が資材納入業者と契約をした場合、どのような手続きが必要ですか。

A 3 資材納入業者も、元請負人を通じて誓約書を高槻市に提出しなければなりません。よって、元請負人及び下請負人等は、2次下請負人等が誓約書を提出するように、指導してください。

また、万一、下請負人等が誓約書に違反し、高槻市から指導を受けた場合は、すみやかに下請負契約を解除できるように、当該下請負人等との契約書において、解除条項及び下請負人等が解除指導に従わないときの解除条項を規定しておくことが望ましい。

(提出先・提出時期)

Q 4 誓約書は、いつどこに出せばいいのですか。

A 4 平成29年度の入札参加資格承認申請から、申請時に誓約書の提出が必要となります。

入札参加資格承認申請を行っていない事業者で、入札等に参加する場合は入札等執行課へ提出することとなります。

下請負人等の誓約書は、元請負人が下請負人等と契約を締結する際に提出を受け、元請負人が工事・業務等担当課へすみやかに提出しなければなりません。誓約書を提出しない下請負人等とは契約しないようにしてください。

(誓約書への押印)

Q 5 誓約書に押す印鑑はどの印鑑でもいいのですか。

A 5 誓約書に押す印鑑は、入札参加資格承認申請書に使用した印鑑（実印）を押印してください。

また、入札参加資格承認申請を行っていない事業者は、契約書や注文書に使用する印鑑を押印してください。

(単価契約、変更契約の取扱)

Q 6 単価契約の場合も、誓約書を提出する必要がありますか。

A 6 入札参加資格承認申請を行っていない事業者との単価契約で予算総価額(単価×予定数量)が500万円以上となる場合は、誓約書の提出が必要です。

また、契約期間中に契約金額の増額により契約金額が500万円以上となった場合も誓約書の提出が必要となります。

(下請負人等が誓約書を提出しないときの元請負人のペナルティ)

Q 7 下請負人が誓約書を提出しない場合は、元請負人にどのようなペナルティがありますか。

A 7 万一、下請負人等に提出するよう指導しても提出しない場合は、契約担当課に報告し、当該下請負人等と契約を締結しないようにしてください。

元請負人は、必要な指導や報告を行っていれば、ペナルティを受けることはありません。しかし、誓約書の提出がないにも関わらず下請負契約を締結した場合や、下請負人等への指導を怠った場合等には、契約解除や指名停止措置等のペナルティを受けることがあります。

(下請負人等が暴力団等と判明したときの元請負人のペナルティ)

Q 8 下請負人が誓約書の内容に違反した場合は、元請負人にどのようなペナルティがありますか。

A 8 下請負人等が誓約書に違反した場合は、元請負人は当該下請契約をただちに解除してください。この際、下請負人等から誓約書の提出を受けている等、元請負人として問題がなければ、ペナルティは受けません。ただし、高槻市は、元請負人等から事情聴取を行い、注意喚起を行うこととなります。

一方、高槻市が元請負人に下請負人等との契約解除を指導しても元請負人が従わない場合等は、元請契約の解除、指名停止措置あるいは入札等除外措置等のペナルティを受けることがあります。